

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和3年4月5日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. R3年（〇〇土地改良区）の定期検査に関して指導した関係書類全部（以下「請求事項1」という。） 2. 県が同改良区に検査に行った出張命令及び車使用届全部 法人検査課、農林水産部〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年4月19日、実施機関は、請求事項1について、令和3年3月25日付け立案文書「検査復命書及び検査書の交付について（〇〇土地改良区）」（以下「公文書1」という。）、令和2年度〇〇土地改良区の検査に係る出張命令（以下「公文書2」という。）及び令和2年度〇〇土地改良区検査書の検査指摘事項の根拠資料（以下「公文書3」という。）を特定した上で、公文書1及び公文書2についてはこれらの全部を公開する公文書公開決定処分を、公文書3についてはその全部を非公開とする公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年4月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年3月14日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求書には、「本来あるべき書類を改ざんしている。R3年2

月 3 日から県は〇〇土地改良区に検査に入って、2 月 19 日まで検査したと担当課及び〇〇土地改良区〇〇理事長及び〇〇と直接聞いた中で、県（担当者 〇〇）と確認した中で、情報公開請求したものである。」と記載されている。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び実施機関の口頭理由説明によると、本件処分の理由及び審査請求人の主張に対する説明は、おおむね次のとおりである。

1 実施機関が特定した公文書について

法人検査課は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 132 条第 1 項及び徳島県土地改良区等検査要綱第 4 条の規定に基づき、土地改良区に対して、原則として 3 年ごとに定期検査を実施している。

本件で請求された、R 3 年の定期検査とは、法人検査課が〇〇土地改良区（以下「被検査団体」という。）に対し、令和 2 年 12 月 16 日及び令和 3 年 2 月 15 日から令和 3 年 2 月 24 日までの期間実施した定期検査であると推測されることから、法人検査課は、本件請求に係る公文書を特定し、本件処分を行った。

2 条例第 8 条第 1 号の該当性について

本件処分において非公開とした部分は、被検査団体職員の「氏名」、「住所」、「職名」、役職員個人の「印影」等についての情報である。これらは、個人の社会、経済活動における重要な情報であり、当該個人が類推され、個人の利益が害されることのないよう最大限の配慮をしなければならない情報であるため、本号に該当する。

3 条例第 8 条第 2 号の該当性について

本件処分において非公開とした部分は、被検査団体の決算に関する収支内訳を示す情報等である。これらの情報は、内部管理情報であり、被検査団体の意思に関わりなく公にすることにより、被検査団体の事業運営に係る重点事項が分析され、被検査団体の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため、本号に該当する。

4 条例第 8 条第 3 号の該当性について

本件処分において非公開とした部分は、実施機関が検査終了後に土地改良法第 132 条第 1 項及び徳島県土地改良区等検査要領に基づき発出する検査書の作成にあたり、検討するための資料として、被検査団体に対し提出を求めた資料や各検査員の作成したメモ等である。これらは、未成熟な情報や事実確認が不十分な情報等を含むため、公開されることにより、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものとして、本号に該当する。

5 条例第 8 条第 4 号の該当性について

検査の実施にあたっては、法人検査課と改良区との間の信頼関係の下、資料の提出

や事情聞き取りについて改良区の積極的な協力が不可欠であり、当該情報を当該改良区の意思に関わりなく公にした場合、改良区との信頼関係が損なわれ、正確な事実の把握が困難になるなどして、適正な検査事務の実施に支障を生じるおそれがある。

よって、当該情報は、本号に規定する「県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

6 審査請求人の主張について

審査請求人は、「県は本来あるべき書類を改ざんしている」と主張している。「本来あるべき書類」とは、審査請求人が別件処分に係る審査請求において「本来あるべき書類(同改良区に対して)多面的事業の不正を確認した書類等」を公開するよう求めていることから、多面的機能支払交付金に係る検査関係資料と推定される。

法人検査課は、土地改良法第132条第1項及び徳島県土地改良区等検査要綱の規定に基づき検査しており、検査の指摘に関する資料としては、本件請求において公文書1及び公文書3以外は保有していない。

また、審査請求人の「書類を改ざんしている」との主張は、全くの事実無根であり、改ざん行為は一切行っていない。

7 結論

以上により、公文書3は、その全体が条例第8条第4号に規定する非公開情報に該当するため、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年3月14日	諮問
令和7年7月28日 第1部会（第25回）	審議
同年 8月26日 第1部会（第26回）	審議

第6 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案において審査の対象となる公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書として、公文書1、公文書2及び公文書3を特定し、このうち公文書3について本件処分を行っている。

実施機関が、公文書3に記録された情報が条例第8条第4号に規定する県の機関が

行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するとして、公文書３の全てを非公開としたことに対し、審査請求人は、審査請求書において、本来あるべき書類を改ざんしていると主張しており、審査請求人は公文書３を公開すべきである旨主張しているものと解される。

以上を前提にすれば、本件請求に係る公文書の特定について争いがなく、また、実施機関による本件公文書の特定を不合理とする事情も認められないことから、実施機関が公文書３の全部を非公開としてことの妥当性について、以下検討することとする。

2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第３条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第８条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第８条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

条例第８条第４号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開とすることができる旨を規定している。

上記の「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、また、「当該事務又は事業」には同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。事務又は事業において適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無については、当該事務又は事業の性質に照らして客観的に判断することが必要であり、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

3 実施機関が非公開とした公文書の非公開情報該当性について

公文書３は、令和２年度〇〇土地改良区検査書の検査指摘事項の根拠資料である。

審査会において公文書３を見分したところ、当該資料は、それぞれの指摘事項の記載と、その根拠となる資料の該当箇所の抜粋が順に並べられており、検査書と照合することで、指摘事項に対応した資料の組み合わせが明らかとなるものと認められる。

そうすると、公文書３を一部でも公開すると、県が検査に際して、収集した資料をどのような方法で確認しているか等の検査の着眼点や手法が明らかとなり、事前に検

査対策が図られることにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、公文書3は、その全部が条例第8条第4号に掲げる非公開情報に該当する。そのため、実施機関の説明にある第8条第1号、第2号及び第3号に掲げる非公開情報への該当性については、判断するまでもない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	